

特定業種退職金共済制度における 退職金額に係る利回りの見直しについて（案）

建設業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額に係る利回りの見直しについては、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に基づき、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

1. 建設業退職金共済制度

- 建設業退職金共済制度の累積剰余金は、平成18年度末には821億円あったが、平成19年度はサブプライムローン問題、平成20年度は米国の大手金融機関の破綻に端を発する金融危機の拡大や世界的な実体経済の急激な悪化を背景とした市場の低迷等により、この2年間で351億円にまで減少している。
- 平成20年度の単年度で356億円の欠損となったことを踏まえると、経済情勢の変動する中で安定した制度運営を行うためには現状程度の累積剰余金をもつことが望ましい。
- 近年、経済情勢の変動が大きくなっていることを踏まえ、今般試算した将来推計の悲観シナリオにおいて、5年間を通じて概ね均衡する水準として、2.7%を維持することが適当である。

2. 清酒製造業退職金共済制度

- 清酒製造業退職金共済制度においては、平成20年度末において9億円の累積剰余金があり、平成16年度以降安定的に推移している。
- 資産に対する累積剰余金が多いことを考慮し、今般試算した将来推計のメインシナリオにおいて単年度欠損金が生じない水準として、2.3%を維持することが適当である。

3. 林業退職金共済制度

- 林業退職金共済制度においては、平成 20 年度末において 15 億円の累積欠損金がある。平成 17 年度より累損解消計画に則り毎年度 9,200 万円の累積欠損金の解消を目安としてきたが、19 年度にはその目安額を下回り、20 年度には単年度欠損となり、20 年度末現在では累損解消計画のペースを下回っている。
- 今後も確実な退職金の支給を行うためには、引き続き累積欠損金の解消を進めることが不可欠である。
- しかしながら、10 年国債の利回りが 1.40%前後を推移する現状において、現行より利回りを引き下げれば制度の魅力を損なうこととなりかねない。
- 以上を踏まえ、退職金制度の魅力を維持しつつ累積欠損金の解消をするために、今般試算した将来推計の悲観シナリオにおいて毎年度当期利益が生じる水準として、0.7%を維持することとすることが適当である。